

平成26年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成26年6月13日(金)

議事日程(第5号)

平成26年6月13日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第81号ないし議案第86号
請願第2号
- 日程第 2 議案第87号 常陸太田市立里美中学校屋内運動場建築工事請負契約について
- 日程第 3 議案第88号 常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第89号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(討論・採決)
- 日程第 2 議案第87号(提案理由説明・質疑・採決)
- 日程第 3 議案第88号(提案理由説明・採決)
- 日程第 4 議案第89号(提案理由説明・採決)

出席議員

18番	後藤 守	議長	17番	川又 照雄	副議長
1番	井坂 孝行	議員	2番	藤田 謙二	議員
3番	赤堀 平二郎	議員	4番	木村 郁郎	議員
5番	深谷 渉	議員	6番	鈴木 二郎	議員
7番	平山 晶邦	議員	8番	益子 慎哉	議員
9番	菊池 伸也	議員	10番	深谷 秀峰	議員
11番	高星 勝幸	議員	12番	成井 小太郎	議員
13番	茅根 猛	議員	14番	片野 宗隆	議員
15番	福地 正文	議員	16番	山口 恒男	議員
19番	黒沢 義久	議員	20番	沢 畠 亮	議員
21番	高木 将	議員	22番	宇野 隆子	議員

説明のため出席した者

大久保 太一	市長	宮田 達夫	副市長
中原 一博	教育長	植木 宏	総務部長
加瀬 智明	政策企画部長	荻津 一成	市民生活部長
西野 千里	保健福祉部長	滑川 裕	農政部長

樫村浩治	商工観光部長	生田目好美	建設部長
斎藤広美	会計管理者	井坂光利	上下水道部長
福地壽之	消防長	山崎修一	教育次長
宇野智明	秘書課長	笹川雅之	総務課長
大和田隆	監査委員		

事務局職員出席者

吉成賢一	事務局長	榎一行	次長兼総務係長
金子充	議事係長		

午前10時開議

○後藤守議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は22名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○後藤守議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 委員長報告

○後藤守議長 日程第1，委員長報告を行います。

議案第81号から議案第86号並びに請願第2号，以上7件を一括議題として，各常任委員会の審査の経過並びに結果について，各常任委員長の報告を求めます。

総務委員長益子慎哉議員の報告を求めます。8番益子慎哉議員。

〔総務委員長 益子慎哉議員 登壇〕

○総務委員長（益子慎哉議員） おはようございます。総務委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成26年第2回常陸太田市議会定例会において，本委員会に付託された事件について，審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条及び第143条の規定によりご報告いたします。

議案第82号常陸太田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第86号平成26年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）について，原案可決すべきものと決定。

請願第2号「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書」の採択に関する請願，趣旨採択すべきものと決定。

以上，ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○後藤守議長 次，文教民生委員長深谷秀峰議員の報告を求めます。10番深谷秀峰議員。

〔文教民生委員長 深谷秀峰議員 登壇〕

○文教民生委員長（深谷秀峰議員） 文教民生委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成26年第2回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第81号常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第83号常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第84号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 次、産業建設委員長高星勝幸議員の報告を求めます。11番高星勝幸議員。

〔産業建設委員長 高星勝幸議員 登壇〕

○産業建設委員長（高星勝幸議員） 産業建設委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成26年第2回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告をいたします。

議案第85号土地の取得について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 これより討論を行います。

議案第84号、議案第85号、請願第2号について、討論の通告がありますので発言を許します。22番宇野隆子議員。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第84号議案第2号、議案第85号の2件と請願第2号の「労働者保護ルールの実行制度の維持・改善を求める意見書」の採択に関する請願について、委員長報告のとおり決することに反対の立場から討論を行います。

議案第84号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定についてです。私はこれまで第一に、公立保育園の指定管理者制度の導入は継続的な保育サービスができなくなるおそれがあることを

指摘して反対をしてきました。保育は経験により蓄積するものが多く、職員全員のチームワークによって支えられ、長い間の経験と保育実践の積み重ねによって蓄積されてきました。指定管理者制度になりますと、保育サービスを提供する事業者は、決められた指定管理料の中で利益を生み出すために、まず人件費を抑えることが優先されると思います。今回指定を受けた事業者は、開園時間の延長や病後児保育などを取り入れて保育サービスの拡大に応えようとしております。利用者の満足度を上げるよう運営され、保育に携わる保育士の人間らしいゆとりある労働条件が保障されなければ保育の質の向上にはつながりません。

市長は導入の目的を、民間の力を活用することによって保育事業への市民の多様化しているニーズに柔軟かつ迅速に対応でき、保育環境の向上が期待できる。さらに保育事業にかかわる運営・経営等の縮減効果が期待できる、このように説明をされました。しかし全国の指定管理者制度を導入したところでは、保育士の犠牲の上に成り立っていることが指摘されております。

この指定管理者制度は国が導入した制度ですけれども、私は公立保育園の指定管理者制度導入は認められません。国、行政が進める安上がりの保育、これは認められません。父母の願いに応えた保育事業の推進を求めるものです。

議案第85号土地の取得についてです。複合型交流拠点施設整備の用地として取得する用地面積2万2,468平方メートル、取得価格1億1,009万3,200円、平米単価は4,900円となります。本体の延べ床面積1,502.10平方メートル。その他の面積2万634.09平方メートル、本体を除く用地面積の9割強が駐車場ということで大半を占め、その他調整池、緑地となっております。

今度の用地取得は、地権者の方の協力があつたからこそですけれども、豊かな田んぼを埋めつくして大規模な駐車場をつくる造成工事、外構工事などをあわせると相当な財源をつぎ込むことになるわけです。

私の所管である産業建設委員会での答弁では、5年間の経営計画は、6月中に準備検討委員会を作り、今年度末までには計画案を議会に提出するということでした。ですから、経営計画はこれからということですが。

私は複合型交流拠点施設の建設計画に当たっては、まずは十分な検討を求めてきました。また、現計画のままではいいのか、規模の縮小も求めてきました。総事業費11億5,500万円、本市としては大規模な事業となるわけです。合併特例債を活用しても今後借金は返済していかなければなりません。もし赤字経営となれば、二重、三重に財政に影響を与えることとなります。

直売所や加工所など地産地消の推進、本市の農業の振興、そして交流人口を増やす等々目的があります。私は複合型交流拠点施設の一部施設の必要性も認めることではありますけれども、複合型交流拠点施設の現計画を認めることはできません。また、住民合意が図られないまま過大な事業を進めることに賛成できません。よって、本議案の土地の取得については反対をいたします。

請願第2号「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書」の採択に関する請願についてです。総務委員会の審査の結果は、賛成4名で委員長報告どおり「趣旨採択」となりま

した。請願第2号は採択すべき請願です。したがって、趣旨採択には反対の立場で討論を行います。

安倍内閣が提出している「労働者派遣法」に続いて、「労働契約法」「労働基準法」など、日本の労働法制の根幹になっている一連の労働法を軒並み大改悪しようとしております。この請願の中でも述べられておりますが、「労働契約法」では、有期雇用で働く労働者が6カ月や1年の雇用契約を繰り返して、5年を経過すれば期間の定めのない雇用、正社員とする規定を10年に延長する。このことは地域や職務を限定した雇用契約、すなわち限定正社員制度を作って工場や支店を閉鎖したり、職務をなくせば解雇できるなど、不安定で低賃金の非正規雇用と変わらない名ばかり正社員制度も検討されております。正社員には裁量労働制の拡大やホワイトカラーエグゼンプションによって残業代ゼロの働かせ方を広げようとしております。また、お金で不当解雇を合法化する解雇の金銭解決制度も導入しようとしております。「労働者派遣法」改正案、改悪案といいますか、これはこのような労働法制の全面改悪の突破口であり、その意味でも全ての働く人たちにとって大きな問題です。

今、過労死、自殺が30代から40代の若者、青年層に多いという中で、本当に日本は若者にとって冷たい。正社員が当たり前の社会を作っていかなければ、これは日本にとっても大きな損失となります。労働者保護を柱とする「労働者派遣法」の抜本改正で、正社員が当たり前の社会を目指すために、請願の3項目は大変重要であり願意妥当です。請願の採択に議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上3件について意見を述べまして、反対討論といたします。

○後藤守議長 次、議案第85号について討論の通告がありますので、発言を許します。7番平山晶邦議員の発言を許します。

〔7番 平山晶邦議員 登壇〕

○7番（平山晶邦議員） 議長のお許しをいただきましたので、議案第85号について討論に入ります。私は、議案第85号複合型交流拠点施設用地として土地を取得する議案に反対の立場から討論いたします。

私は、複合型交流拠点施設の事業については、今までにも一般質問などを通じて多くの疑問点や課題について質問してまいりました。複合型交流拠点施設事業が地域振興という名のもとに進めている事業にしては、余りにも実態を無視した事業だと考えます。以下、その理由を述べたいと思います。

1つとして、市内には地元資本のスーパーや5つのJAが経営する農産物直売所があります。また、市内でレストランや食堂を営んでいる多くの方々があります。市内における農産物の自給は飽和状態で、農産物の販売や飲食店の経営を圧迫しながら市行政が進める事業としてはふさわしくないと考えます。

2つとして、常陸太田市の高齢化が進んでいる農産物の生産者が、今回建設する複合型交流拠点施設に安定して出荷することは困難であると考えます。現在ある里美・水府・金砂郷・太田地区で営んでいる5つの直売所の活性化を図ることが地域活性化の優先順位として大切であると

思います。

3として、この計画が進んで4年近くたった今でも、市民に対してランニングコストなどを含めた経営計画や経営指標が示されておりません。経営形態についても第三セクターの株式会社という以外、出資者がどのようになるのか、誰が経営主体となるのかが市民に示されておりません。市民に対して市執行部の怠慢と断じざるを得ません。そのような状況の中で土地の取得などハード面だけが先行していることはあってはならないことだと考えます。

4つとして、防災の拠点にするという計画ですが、県のハザードマップでは水没地帯とされており、また、この場所は岩盤まで50メートルとも70メートルとも言われており、東日本大震災クラスの地震があった場合は、液状化現象が起きる場所です。駐車場までは地盤改良は行わないでしょうから、この場所を防災の拠点に指定することには無理があると考えます。

5つとして、当初の目的である交流人口の拡大を目指した施設でありますので、市民が憩えるような場所となっていないと考えます。

6として、今回の取得価格の平米当たり4,900円は、市内の農業地、特に水田の現在の取引状況と比較すると相当な割高になっております。私が調査した状況では、市役所の前の開発した土地の取得相当金額は、平米当たり3,000円以下と聞いておりますし、農業地として売買される水田価格は1反歩当たり30万円から50万円の取引です。また、下河合の宅地の路線価は、平米当たり7,800円であります。私は、平米当たり4,900円の水田としての土地の取引は、市民感情から遠く離れた価格となっていると考えます。その他にも多くの問題課題、そして市民に対する説明が不足していることがあると考えています。

人口減少が進み、財政状況が一層厳しくなる常陸太田市においては、複合型交流拠点施設が地域振興の起爆剤になるなどという甘い考えではいけないと考えます。現在の状況でこの施設経営に乗り出したならば、常陸太田市の将来にとって禍根を残し、市民の批判に耐えられない事業になるのではないかと思います。

以上のようなことから、まだまだ市民に納得いくよう説明がなされていない中で、この土地取得が行われることには反対であります。議員各位の反対に対する賛同をいただきますようお願いを申し上げます、反対討論といたします。

○後藤守議長 以上で討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第81号常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第82号常陸太田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、議案第83号常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正について、議案第86号平成26年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）について、以上4件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第81号から議案第83号まで、及び議案第86号、以上4件については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第84号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第84号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第85号土地の取得については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第85号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

請願第2号「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書」の採択に関する請願については、委員長報告のとおり、趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、請願第2号については、趣旨採択することに決しました。

日程第2 議案第87号

○後藤守議長 次、日程第2、議案第87号常陸太田市立里美中学校屋内運動場建築工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりましてご説明申し上げます。お手元の追加議案書1ページをお開き願います。

議案第87号里美中学校屋内運動場建築工事請負契約についてでございます。里美中学校の体育館は、昭和42年の建築で耐震性を有していないこと、また東日本大震災により床の沈下が発生していること、さらに本年4月に隣接して里美小学校が開校したことに伴い、小・中学生の双方が使用できる施設として早急に建築する必要が生じたことから、このたび工事に着手するものでございます。去る6月9日に入札を行い、落札者が決定しましたので、請負契約を締結す

るため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

2の契約の方法は、一般競争入札による契約で、請負に付する額が1億5,000万円以上の案件でありますことから、市内に本店を有する企業と市外大手とのJV、いわゆる共同企業体方式で実施いたしました。入札への参加申請業者は7者ございましたけれども、3者が辞退をし、4者による競争入札となりました。

3の契約額は、3億888万円。落札率は99.88%と、昨今の建設資材や人件費の高騰を受けまして高止まりの結果となっております。

4の契約の相手方は、日立市幸町の日立土木株式会社と常陸太田市上高倉町の株式会社小池住建による日立土木・小池特定建設工事共同企業体でございまして、代表者は日立土木株式会社代表取締役、沢畑正剛でございます。

2ページをお開き願います。工事の概要でございます。体育館は鉄骨づくり平屋建てで、床面積は1,331.29平方メートル。主要な設備はアリーナ、ステージ、ミーティングルーム、器具庫、更衣室、トイレ等でございます。

3ページ以降に配置図、平面図、立面図がございますのでごらんお願います。

私からは以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。22番宇野隆子議員。

[22番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○22番(宇野隆子議員) 日本共産党の宇野隆子です。議案第87号常陸太田市立里美中学校屋内運動場建築工事請負契約についての議案質疑を行います。

まず、里美中学校屋内運動場ですけれども、耐震化の問題等々もあり、地域の、それから教育関係者などを含めて念願であった里美中学校の屋内運動場建設計画が始まるということで、これについては非常に喜ばしいことだと思っております。

その中で最初に3点について伺いたいと思います。1つは、指名の参加資格要件について伺います。2点目として、入札参加者数が、申請が7者あったところ3者が辞退をされたということで、4者あったということではありますが、その入札参加者名について伺いたいと思います。3点目に、落札率99.88%と非常に高い落札率であるということで、このような高い落札率は、一般競争入札として考えられないわけですが、資材高騰、人件費増等々の話もありましたが、この落札率の高止まりについて見解を伺いたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長。

○植木宏総務部長 3点のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、一般競争入札における参加資格要件でございますけれども、2者による共同企業体、JVを条件といたしているところでございます。

この中でJVを代表する構成員の要件でございますけれども、4つございます。まず1つ目が隣接または隣々接市町村に本店を有する者であること。2つ目が名簿に掲載された建築の総合評定値——P点でございますけれども、これが900点以上であること。3つ目でございますけれども、1級建築士または1級建築施工管理技士を専任で配置できること。最後に、過去10年以内に同種類似工事の経験を有するものであること。以上でございます。

次に、構成員の要件でございますけれども、3点ございます。まず1つ目が市内に本店を有するものであること。2つ目でございますけれども、建築格付がBランク以上であること。最後に、国家資格を有する技術者を専任で配置できることでございます。

次に、参加者の名前でございますけれども、7者につきまして、まず1つ目が、日立土木・小池特定建設工事共同企業体。2つ目が、昭和・ジオ常陸特定建設工事共同企業体。3つ目でございますけれども、岡部・梅原特定建設工事共同企業体。4つ目が鈴縫・大木特定建設工事共同企業体。次に、株木・井坂特定建設工事共同企業体。次が秋山・秋山特定建設工事共同企業体。最後でございますけれども、熊田・須藤特定建設工事共同企業体。この7者でございます。

この中で応札をいたしましたものが日立土木・小池特定建設工事共同企業体、昭和・ジオ常陸特定建設工事共同企業体、岡部・梅原特定建設工事共同企業体、鈴縫・大木特定建設工事共同企業体の4者でございます。

最後のご質問で、落札率の高止まりの理由でございますが、東日本大震災以降、建設工事現場におきましては、作業員や技術者の不足による人件費の上昇が続いているような状況にあり、さらには材料不足により資材等も高騰しているというような状況を聞いているところでございます。県内の他市等の状況を見ましても、建築工事につきましては、当市に限らず高い落札率となっている案件が見受けられますことから、これらの影響を受けましての入札結果ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番（宇野隆子議員） 2回目の質疑を行います。

指名の参加資格要件で、親のほうで総合評定値900点以上ということでありましてけれども、これが隣々接で何者あるのか伺いたいと思います。

それから2点目ですけれども、今回落札した日立土木・小池特定建設工事共同企業体ですが、これの出資比率について伺いたいと思います。

3点目ですけれども、最初に申し上げましたように、非常に高い落札率であったということですので。それで4者が応札したわけですけれども、契約をする日立土木・小池特定建設工事共同企業体においては、先ほど説明がありましたように落札率が99.88%。他のJVですけれども、昭和・ジオ常陸共同企業体が99.94%、岡部・梅原特定建設工事共同企業体が99.97%、鈴縫・大木共同企業体が99.98%と、ほぼ予定価格と同額という、高いというよりも予定価格と同額に近い落札率であるということです。

先ほど資材高騰、人件費の上昇が東日本大震災3・11以後続いていると、また、県内を見て

も大体建築工事については高い落札率で行われているという話もありましたけれども、一般競争入札を行って、その中で当然透明性、公正性、そして競争性の確保、競争性がよく働いたのかどうか、私はここに疑問を持つわけですけれども、そのことについてもう少しご説明をいただければと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長。

○植木宏総務部長 再度の3点のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、隣々接でP点が900点以上の企業がどれだけあるかということでございますけれども、24者でございます。

次に、JVの出資比率でございますけれども、日立土木・小池特定建設工事共同企業体におきまして、代表構成員であります日立土木株式会社が70%でございます。また、構成員であります株式会社小池住建が30%でございます。

最後のご質問でございますけれども、一般競争入札において競争性が働いているのかというご質問でございますが、先ほどお答えいたしましたものと重複いたすところもございますけれども、今回参加資格要件に該当する業者は24者でございます。その中で、7者が入札参加申請をいたしてございます。その中で4者の応札があったということから考えますと、競争性は確保できると考えているところでございます。

以上でございます。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番（宇野隆子議員） 落札率99.88%、これは非常に高いと。先ほど申し上げましたように本当に競争性が働いているのかというところでは説明もいただきましたけれども、私は疑問に思っております。しかしながら、やはり里美中学校屋内運動場建設工事については、教育設備の最優先というところからすれば、疑問はありますけれども賛成はしていきたいと思えます。

以上で質疑を終わります。

○後藤守議長 以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第87号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第87号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 87 号常陸太田市立里美中学校屋内運動場建築工事請負契約については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 87 号については、原案可決することに決しました。

日程第 3 議案第 88 号

○後藤守議長 次、日程第 3、議案第 88 号常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 人事案件につきましてご提案を申し上げます。追加議案書の 6 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 88 号常陸太田市及び一部組合公平委員会委員の選任についてでございます。下記の者を常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成 26 年 6 月 13 日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所は、常陸太田市寿町 5 6 7 番地。氏名、立川俊六氏。生年月日は、昭和 14 年 1 月 24 日でございます。

提案の理由につきましては、常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の立川俊六氏が平成 26 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、その後任委員を選任するためご提案申し上げるものでございます。

立川俊六氏の略歴につきましては、7 ページに記載をしております。平成 14 年 7 月以降、公平委員会委員としてお務めいただいた方でございますので、説明は省略をさせていただきます。ご同意のほどよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 88 号常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 88 号については、原案同意することに決しました。

日程第 4 議案第 89 号

○後藤守議長 次、日程第 4、議案第 89 号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 追加議案書の 8 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 89 号人権擁護委員候補者の推薦について同意を求めるものでございます。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、「人権擁護委員法」第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成 26 年 6 月 13 日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所は、常陸太田市山下町 982 番地の 2。氏名、古平均氏。生年月日、昭和 27 年 3 月 2 日でございます。

提案の理由でございますが、人権擁護委員根本肇氏が平成 26 年 9 月 30 日をもって任期満了となりますので、その後任委員の候補者を推薦するためご提案を申し上げます。

古平氏の略歴については 9 ページに記載をしております。学歴といたしましては、昭和 49 年 3 月に茨城大学教育学部を卒業し、その後、中学校、小学校の教諭を経まして、平成 15 年 4 月からは、県の県北教育事務所の人事課に勤務、そして平成 16 年 4 月からは、茨城県教育庁の義務教育課の人事担当として勤務をされております。平成 19 年 4 月からは、常陸太田市立久米小学校長、そして平成 22 年 4 月からは、常陸太田市立太田中学校長を務められた方でございます。ただいまは平成 24 年 4 月から常陸太田市立のぞみ幼稚園の嘱託園長を務めていただいております。皆様のご同意をよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第89号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第89号については、原案同意することになりました。

○後藤守議長 以上をもって、今期定例会の議事は、全て議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 平成26年第2回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、本日追加提案をいたしました里美中学校の屋内運動場建築工事請負契約と人事案件2件を含めまして、専決処分の報告、あるいは繰越明許費等の計算書の報告、条例の一部改正、公の施設に係る指定管理者の指定、土地の取得、平成26年度補正予算、合わせまして16件につきまして原案のとおり承認、可決、ご同意を賜りまして、まことにありがとうございました。議員の皆様のご慎重で熱心なご審議に対しまして心から感謝を申し上げます。

また、審議の過程でいただきましたご意見、ご提言につきましては、それぞれの趣旨を十分に配慮してまいりたいと存じます。

本定例会は、現在の議員任期中で最後の定例会になりますが、皆様にはこの4年間、真摯な活動と慎重なご審議、そして数多くのご助言、ご協力を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

時節柄梅雨に入りましてうっとうしい毎日が続いておりますけれども、議員の皆様にはご自愛の上、ますますのご活躍をお祈りいたしますとともに、市政の進展、そして地域の活性化に向けた取り組みにつきまして、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○後藤守議長 今期定例会は、6月2日から本日まで12日間、議員各位には、本会議、委員会を通し慎重なご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、平成26年第2回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員